

# 統計データ・バンクについて

——米国における連邦統計データ  
・センター構想を中心に——

細 谷 新 治\*

## 1 日本におけるデータ・バンクとN I S

本年5月30日、通産大臣の諮問機関である産業構造審議会の情報産業部会は「情報処理および情報産業のあり方と政府のとるべき施策」についての総合答申をまとめ、大平通産大臣に手渡した。この答申は、通産大臣宛てにはなっているが、タイトルに示められている通り、現段階での政府の方針をかなり明確にうち出したものとして注目に値する<sup>1)</sup>。

つまり産業界における電算機使用を中心とした情報産業の急速な発展、M I S (経営情報システム) のブームに対応して、政府が環境整備へ本格的にのり出したということである。この答申を受けて政府、自民党、各省の動きが、にわかになぎやかになってきた。以下、この小論に関係ある2～3の動きを追ってみよう。まず「答申」の第二部 政府のとるべき施策、の第六項目に、「官庁における情報処理の拡充と高度化」が唱われ、その(3)情報ネットワーク形成の促進、の内容は、

一 有償原則のもとに、求めに応じた加工統計の提供などを含めて、政府データの提供を進めることとし、また需要者の便に資するため、各行政機関のデータを提供する「行政情報センター」を設置する。提供データの価格算定方式の確立など提供体制を整備。

一 前記の中央情報センターのほか、民間団体との間の情報交換ネットワークの形成を推進する、

となっている。この情報ネットワークについては「情報ネットワーク小委員会」を設け、通信回線の利用、標準化、政府データの作成・提供などについて作業を進める予定である。この点に関連して5月28日に大蔵、通産、外務、経済企画庁など関係各省で構成する「電子計算機利用に関する技術研究会」の「周辺問題分科会」が5月28日に発表した研究成果が注目される。そこでは今後の情報化社会に対処するために官民協力の情報システム N I S (National Information System) の

\*ほそや しんじ 一橋大学経済研究所 日本経済統計文獻センター助教授。

1) 通商産業省重工業局情報産業室編：情報化社会へ向って——われわれの課題——産業構造審議会情報産業部会答申、東京 コンピュータ・エージ社、1969. 193p.

確立を提唱しているが、そのためにまず各省庁が独自に行政情報システム AIS (Administrative Information System) を確立し、これを中央のスイッチングセンターで結びつける方式を現実的方式としている。各省庁の AIS 構想は、この方針に沿って、展開されているわけであるが、まず行政管理庁について見よう。同庁が6月21日、自民党の情報産業振興議員連盟の総合部会に提出した「行政における情報処理対策についての検討事項」のなかに国立データ・バンクの設置という項目があって来年度に設立準備事務局を設け、51年度から実働に入るという7ヶ年計画で実施するとし、その機能としては、1) 各省庁情報の共同処理 2) 民間へのデータ・サービス 3) 各省庁の情報交換 4) 情報システムの研究開発 5) 電算機要員の研修、などをあげている。情報産業育成の推進役である通産省は7月28日、産業構造審議会情報産業部会に「昭和45年度情報処理関係新政策の内容」を説明、了承を得ている。この新政策は、情報処理振興事業団の設立、情報処理振興法の制定、情報処理大学院の設置など11項目から成る意欲的なものであるが、そのうちの官庁情報処理の拡充高度化の1項目で統計情報分析加工処理システムのソフトウェアの開発、民間団体との間の組織的な情報交流ネットワークの形成を推進するとうたっている。

総理府統計局は統計データ・バンクの構想の準備を進めているが、政府はこの設置を認めるもようである。新聞発表によると、このデータ・バンクは 1) あらゆる統計調査の結果を蓄積できる、2) 一つの統計調査から、できる限りの資料がくみとれる、3) 各種統計調査の結果の関連をもたせることができる——などがおもなねらいであり、来年度の国勢調査の結果からまず実施したいといっている。

科学技術情報の分野においては科学技術会議が佐藤総理（同会議議長）に答申する「わが国における科学技術情報の流通に関する基本的方策」の骨子となる同会議第四部会専門分科会の報告書が完成した。そこでは科学技術情報の全国的流通システム(National Information System for Science and Technology, NIST) の確立が柱となっていて、中央調整機能とクリアリング機能をもつ審議機関を中心に、専門主題別のオペレーティング・センター、中央デポジトリ、地域サービス・センター、専門センター、データ・センターが全国に配置され、官民の大学・研究所および一般利用者のターミナルに要求に応じて各種の情報サービスが提供される。ここでデータ・センターといっているのは京大の高圧データ・センター、東大の結晶学鉱物学データ収集評価等のセンターを指している。

他方、民間においてはアメリカにおける M I S の状況を視察した調査団の帰国以後、M I S、データ・バンクに対する従来からの動きは急速にピッチを高めてきたように思われる。まず、もっとも注目されるのは米国情報産業資本の日本進出の意

欲である。ニンサイクロペディア・ブリタニカ社は東京放送、凸版印刷と合弁会社「TBS・ブリタニカ」の設立を申請、8月9日の外資委員会で認可された。将来は第二会社を作り、ソフトウェアの販売、データ・バンクによる各種情報サービスの提供などの情報産業進出が予想される。また congromarit 系ではレアスコ・システム・アンド・リサーチ社 (LEASCO. SRC) は日本リサーチ・センターに対し業務提携を申し入れた。米国最大級のソフトウェアの会社であるコンピュータ・サンシズ社 (CSC) も業務提携をしているビジネス・コンサルに対して合弁会社設立の話を進めている。この他、GE, IBM 等もデータ通信サービスの開始を計画している。このような米国の巨大な資本、頭脳、蓄積データを背景にした対日進出に対して日本でも真剣にデータ・バンク構想が進められている。開銀・興銀の自行の調査機能をフルに生かして作られたデータ・バンクは既に実用段階に入っているが、計画中のもので興味のあるのは三井・三菱・住友の旧財閥系のデータ・バンク構想である。三井グループは三井物産が中心となり、三井造船、三井東洋化学、日本製鋼所、三井銀行の五社が三井シンジケート会 (MS 会) を作り、三井情報シンジケートの設立計画の骨子をまとめた。それによると 5 社が中核となり、グループ 34 社に参加を呼びかけ、46 年末か、47 年迄に厚木にシンジケート専用の高層ビルを建設して、各企業のもっているソフトウェア、ノウハウを一括集中したデータ・バンクが実現する予定である<sup>2)</sup>。三井グループに続いて三菱グループでも情報シンジケートの検討にのり出してきた。これは三菱経済研究所の調査・研究機能、情報サービス提供機能と三菱原子力工業電子計算センター (IBM360-75) の情報処理能力を中心に、グループのソフトウェア、各種の内外の技術・経済情報を一カ所に集めてデータ・バンクを設置し、グループ各社が利用する一方、商業ベースで公開し、将来の情報産業へ本格進出するための布石にしようというねらいである<sup>3)</sup>。住友グループは、すでにグループで日本情報サービス (本社大阪) を設立したが、これを拡大する一方、住友商事に情報室を開設してグループ全体の情報処理に一步踏み出すことになった<sup>4)</sup>。

以上、日本における最近の M I S、データ・バンクの動向を紹介したが、M I S といい、データ・バンクといっても上述のように殆どが青写真の段階であって本格的な展開はすべて今後にかかっている。筆者は日本における社会科学データ・バンクおよび社会科学学術情報の全国流通体制を今後進めてゆくための準備作業の一つとして、海外の動向の調査を少しずつ進めているが、本稿はその作業の一つとして

2) 日本経済新聞 1969年7月12日、10月2日。

3) 日本経済新聞 1969年7月18日。

4) 日本経済新聞 1969年8月2日。

行なったアメリカにおける全国統計データ・センターの構想をめぐる若干の資料の紹介である。

## 2 連邦統計データ・センター構想の経緯

米国において連邦統計システムに関する大規模な調査とそれにもとづく提案がなされたことは過去に2回ある。第1回はアメリカ統計学会 (American Statistical Association) と社会科学研究審議会 (Social Science Research Council) および連邦統計機関で設けられた政府統計情報サービス委員会 (Committee on Government Statistics and Information Services) の1934~1935年の調査である。第2回目は、第1回フーバー委員会 (First Hoover Commission) の下で行なわれた1947~48年の調査で、この結果は全国経済調査会 (National Bureau of Economic Research) の Frederick C. Mills と Clarence D. Long 等によって、*Statistical Agencies of the Federal Government*, 1949 と題する報告書にまとめられた。予算庁に統計基準局ができたのはその勧告によるものである。第3回が今回の全国統計データ・センターの提案であって<sup>5)</sup>、その直接のきっかけになったのは、社会科学研究審議会がアメリカ経済学界に委嘱して作成した報告である<sup>6)</sup>。

そこでは次のように述べられている。連邦統計制度の分散制は電算機以前には止むを得なかったが、その結果多くのへい害が現れた。統計資料は管理不十分のため失われ、テープはエラーの未訂正、未編集のまま放置されている。調査の重複は報告者に非常に負担過重となっている。このような欠陥は統計基準局の調整をもってしてはもはや救うことは不可能であって新たに連邦データ・センターを設置して連邦統計計画の調整と結合を行なうべきである。以上が審議会の勧告であった。予算庁はこの勧告を受けて庁のコンサルタントであった Edgar S. Dunn 氏に依頼して「全国データ・センターの提案に対する批評」と題する報告を作成した<sup>7)</sup>。この

5) 連邦統計システムの改善問題については、以下の資料の他、とりあえず次の予算庁統計基準局長ボウマンのペーパーを見よ。Bowman, Raymond T.: Crossroad Choice for Future Development of Federal Statistical System, *Statistical Reporter*, No. 68-7. この紹介は次の記事を見よ。光谷一二三: アメリカ統計調整機関再編成の動き: 統計情報 17(6) (6, 1968)

6) Committee of the Social Science Research Council: *Report on the Preservation and Use of Economic Data*, 1965. このレポートは(10)の公聴会記録に収録されている。

7) Dunn, E. S., Jr.: *A Review of Proposals for a National Data Center*. Office of Statistical Standards, Bureau of the Budget, Executive Office of the President. Washington, D.C. 1965. (*Statistical Evaluation Report*, 6) この報告も(10)に収録されている。

報告の附録Cに国家基準局の E. Glaser 等によって作成された「連邦統計データ・センターの設計」と題する報告があってデータ・センターの具体的な細部をある程度知ることができる<sup>8)</sup>。Dunn 報告で結論として出された国立データ・センターは個人のプライバシーを侵害するのではなからうかという意見が各界からあがり、之に対して多くの意見が発表され、国会でも数回の公聴会がもたれた<sup>9) 10)</sup>。これに対する Dunn 氏の反論もある<sup>11)</sup>。(データ・センターと個人のプライバシーについては後に若干触れる予定である。) Dunn 報告の結果、高等研究所の Car Kaysen を委員長とする委員会が発足して政府統計の蓄積および接近の改善策を研究することとなった。ケイセン委員会の「政府統計の蓄積および接近に関する作業部会報告」は約1ケ年の作業の後、1966年10月予算庁に提出された<sup>12)</sup>。

合同経済委員会の小委員会である経済統計小委員会は、ケイセン委員会報告その他の資料にもとづいて1967年の5月と6月に政府統計計画の調整と統合というテーマで公聴会を開催し、8月に報告書を提出した<sup>13)14)</sup>。

その結論と勧告は次の通りである。

- i 全国統計データ・センターの設立の準備を開始すべきである。センターは商務省内におくことが望ましい。
- ii 現在の連邦統計制度の能率、サービスの改善は全国統計データ・センターの完全な開設迄待つ必要はない。何故ならば予算庁統計基準局は十分その権限を

8) Glaser, E.; Rosenblatt, D.; Wood, M. K. : *The Design of a Federal Statistical Data Center*. これは、その後 *American Statistician* (Feb. 1967) に再録された。

9) *Hearings on Computer Privacy Before the Subcommittee on Administrative Practice and Procedure of the Senate Committee on the Judiciary, 90th Congress, 1st Session*. 1967.

10) *Hearings on the Computer and Invasion of Privacy Before a Subcommittee of the House of Commons on Government Operations, 89th Congress, 2nd Session*. 1969.

11) Dunn, Edgar S., Jr. : *The Idea of a National Data Center and the Issue of Personal Privacy*. この論文は後出 (13) に再録されている。また *American Statistician*, Vol. 21, No. 1 (Feb. 1967) にも再録されている。

12) Kaysen, C.; Holt, C. C.; Holton, R.; Kozmetsky, G.; Morrison, H.R.; Ruggles, R. : *Report of the Task Force on the Storage of and Access to Government Statistics*, 1966. この報告は後出 (13) の公聴会記録の附録IIに再録されている。また *American Statistician* (Feb. 1967) にも再録されている。

13) *The Coordination and Integration of Government Statistical Programs. Hearings Before the Subcommittee on Economic Statistics of the Joint Economic Committee, Congress of the United States, 90th Congress, First Session*. 1967.

14) *The Coordination and Integration of Government Statistical Programs. Report of the Subcommittee on Economic Statistics of the Joint Economic Committee, Congress of the United States*. 1967.

- 持っているし、またその作業はデータ・センターの重要な前提であるからである。
- iii 地域データの統合は重要かつ複雑な問題であって一層の研究と改善を要するので、予算庁は、この問題にかんするくわしい報告を準備すべきである。
  - iv 上述の勧告を実施するために追加資金を支出すべきである。

### 3 国家基準局の構想

以上が連邦統計データ・センター設立に関する提案の経緯であるが、それでは、そこで提案されているセンターはどのような内容であろうか。まず、ある程度、具体的な構想を展開している国家基準局のプラン（文献 No. 8）から紹介しよう。この報告の構成は連邦統計データ・センターにおけるデータ組織の一般原則、提供すべきサービスの性格、連邦統計データ・センターの性格と組織、の3部からなる。

#### 1) データ組織の一般原則

連邦政府の社会経済データの組織を考察するにあたって2点のガイドラインを設定する。第1は社会科学者の提唱している分析手法と作成した数式モデルが必要とするデータに対する要求を十分調査する。第2は電子計算機の援助し得る適用業務の全範囲を考えること。

以上のガイドラインから次の4点の組織原則が導き出される。

#### i 各種のデータ間の相互関連を明示する最大限の能力。

現在の連邦統計制度の欠陥は、データが各々独立した機関によって作成されており、またその作成データが利用者に簡単に利用できるようになっていないために、データ間の相互関連を発見し、計測できないことである。ところが最近の数式モデルによる分析方法の進展は経済諸変数の相関関係にかんするくわしいデータを必要としている。このような情報は現行統計システムのうちにも存在しているのであるが、従来方式の収集・編集・製表のシステムによっては容易にとりだすことができない。しかしながら最近の自動データ処理（ADP）とシステムズアナリシスによってこれが可能となるであろう。

#### ii 個々の報告単位にかんするすべての情報の統一。

変数間の相互関係の発見のためには異なるソースからの同一報告単位にかんするデータのマッチングが必要である。現在の政府データは、この点にかんして多くの欠陥をもっている。報告単位の定義のあいまいさ、分類法、地域区分、コードの不統一等々。

#### iii 原始記録の細部の保存と蓄積・転写・検索等の操作ミスによる原情報の紛失の防止。

#### ii であげた不統一を克服するためには、発表データ以前の簡表にさかのぼって再

分類・再集計を施さなければならない。最近のADPの技術は、原始記録さえ、細部にわたって電算機に蓄積しておけば、安価にまた秘密保護の原則を守るために必要な情報ロスもなく、特殊目的のための再分類作業を可能にした。

iv もとの記録から計算できるすべての情報を生産する能力。

以上のデータ組織4原則の上に考えられるサービスの性質およびセンターの性格については、次のような諸点があげられる。

## 2) 提供サービスの性質

i データ所有機関が要求されたフォーム、くわしさ、多様さ、質でデータを提供できないばあい、センターが代ってこれを提供する。例えば業務統計についてはこのケースが多いであろう。

ii 情報が2つ以上の報告システムから発生しているばあい、それらの相互関連についてできるだけくわしい情報を提供する。その際センターへ情報を移す時におきる不適当なチェックにもとづく情報の制限のないようにする。

iii iiの意味における完全な統計データのアーカイブを持ち、一貫した手法により訂正と調整を行ない、同時にコード・ブックと手引書をも収集しておく。

iv 利用者の要求する各種形態（印刷統計表・テープ・グラフ等）の統計情報を提供する。

v センターは連邦統計解説のための各種のリファレンス（調査範囲の変更、定義の変更、収集方法・調査方法にかんする資料等）を揃え、連邦統計システムに対してリファレンス・サービスを行なう。

vi センターのADPは各種分析サービス（時系列分析・相関分析・回帰分析等）を提供する。

vii 機械によって秘密保護チェックが行なえるようにする。

viii センターは連邦統計システムに対して、各種統計シリーズの試験的調整、2種以上または2期間以上のデータの試験的結合、その結果による原データのエラーの発見とそのフィード・バック等の作業により、連邦統計の正確性と信頼性をできるだけ高めるようなサービスをする。

ix ADPはさらに現在の基本統計シリーズの調整によって加工統計や新たなシリーズを作成する作業に対する援助を各統計作成機関に対して行なう。

## 3) センターの性格と組織

i センターに収集されるデータの選択ととり出しの原則の確立。

ii 現在のデータのファイルと今後生産されるデータをセンターに適当なフォームと質で蓄積する方法と原則の確立。例えば、

a) データはすべての細部迄センターに移されること。

b) センターが完全に統一的なデータのアーカイブになるよう、すべての訂正と調整を行なう原則の確立。

c) データはセンターに移される際に秘密保護チェックを施さず、センター生産物のフォーマットと情報内容について行なう原則の確立。

d) 個々の報告者の識別が保たれ、その報告者に関するすべての情報が一体として利用されるような原則の確立。

iii 同一の分析に数種のデータを利用する可能性を最大限に高め、情報ロスを最小限にするために定義・コーディング・分類・総合についての基準の開発。

iv 記録の管理、検索を容易にし、情報ロスを防止するための基準の開発。

v データの質（定義の一貫性、誤差率）を高め、それを維持するための基準の開発。

vi ADPシステムの確立。

vii 現在の利用者のみでなく広範囲な未来の潜在利用者に応じられるような方法を確立する基準の開発。

viii 定期的にアーカイブのデータを点検し、不用データを棄てる基準の工夫。

#### 4 ケイセン委員会報告

ケイセン委員会報告は 1) 背景——現在のシステム, 2) 現在の統計システムの欠陥, 3) 何を為すべきか, 4) 提唱される組織, 5) 最初のステップ, 附, プライバシーの権利, 秘密保護と全国データ・センター, の5部に分れている。1) 背景は既述の部分と重複するので省略し, 2) 以降を要約する。

##### 2) 現在の統計システムの欠陥

現在の統計システムの欠陥は3つの側面を持っている。第1は情報の受け入れとその利用可能になる時期との間に大きな遅れがあることである。法人所得統計のばあい、税収のファイリングから最初のサマリー表発表迄1年半、最終報告迄2年半もかかる状況である。第2のより大きな欠陥はマイクロ情報の広範な抑圧と最終結果を集計表という印刷物で発表するという方針である。その結果、データを研究や政策目的に使おうとする利用者には、発表された集計表は粗すぎて分析の役に立たない。第3に統計プログラムの分散化は統計システムに他の重大な欠陥をもたらす。まず、個々の報告単位から報告された情報の秘密保護、データ発表の基準に関する見解が機関によってまちまちである。別の観点から分散化による非能率の主な点をあげれば、第1点は情報収集の重複でこの点は統計基準局の調整もあまり成功していない。この問題は収集経費のむだ使いであるばかりでなく報告者に何回も同じような報告を強いる結果、回答に対する協力が減少するという点でとくに重要であ



る。第2点は収集されたデータに含まれている潜在的利用可能なすべての情報を統計資源として利用していないということである。第3点は多くの小機関が近代的技術も使用せず、専門家もろくに置かず統計作業をしていることであって、この事態を救済するためには集中化を進める方法しかあり得ない。

以上のような現行の統計業務組織では近代的情報処理技術の利益を受けることもできず、従ってまた現代の多彩な情報要求に答えることもできない。とくに注目すべき点は、経済政策に関連したデータの要求がここ10年間に量・質ともにいちぢるしく拡大した点である。雇用・失業・生産・一般卸売物価指数・消費者物価指数等の集計データに対する要求は相変わらず継続しているが、政策が経済制度のマイクロ効果に関係する度合が増えるにつれて、特殊な地域・所得・職業・年齢・人種のグループにかんする抱括的なマイクロ・データに対する要求が爆発的に生じてくると思われる。

現行統計システムの上述の欠陥を克服する試みは、もちろん統計作成機関においても予算統計基準局においても真剣になされているが、成功するに至っていない。我々の結論は現在の組織の枠内ではこの問題の解決は不可能であるということである。

### 3) 何を為すべきか

我々の提案は全国データ・センターの設立である。その役割は、第1に現在のデータ収集組織、および官庁行政業務から発生するすべての人口、経済、社会データを集めること、第2にもとの情報内容をできるだけ失わずにデータを最大限に統合すること、第3に政府および政府外の適当な有資格利用者が現行法の枠内で情報に容易に接近できるようにすることである。センターの機能をさらにくわしくあげると、

- i 連邦システム内のすべての利用可能データの在庫の創設および維持。
- ii 分析のために有用な情報を犠牲にすることなく秘密保護の法的措置がなされるよう、統一的発表基準を設定すること。
- iii 中央・地方の情報収集活動が同一レベルでなされるよう、できるだけ調整すること。
- iv それらのデータをすべて中央に集中し、最大限度に統合し、これを利用しやすい形に保有すること。
- v 政府内外の利用者と協力して行政情報を最大限に利用し得るよう、また最大限のデータ・リンケージを提供し得るようなデータ収集作業の基準を設定すること。
- vi 政府内の主な利用者に対しては、作業スペースからオンラインの入出力操作卓にいたる種々の施設を提供して、そのデータ利用を容易にするようにする。
- vii ソフトおよびハード、とくに入出力機器の開発につとめる。

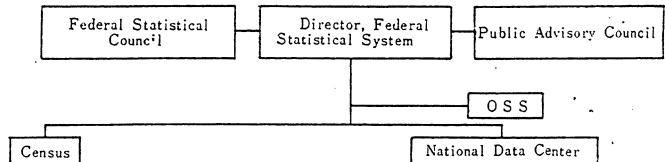
viii 政府外利用者がセンターのデータを使用する際の規制および補償について原則を決めておくこと。

センターが完全に操業したばあいは、次のような効果をもたらすであろう。

- a) 収集作業および報告者の負担を軽減する。
- b) 発表の基準を設定することによって個人のプライバシーの保護が改善される。
- c) もとのデータに含まれている細部の情報を常に完全に利用し得る。
- d) 情報処理費用を軽減することができる。
- e) 種々の形態での情報を低価格で供給できる。また完全な索引や文献目録を提供できる。
- f) 現在、非常にわずらわしい手続きのいる政府外利用者の利用が簡単になる。とくに地方政府機関、学界、研究団体、実業界はこれによって便利となるであろう。これに関連してセンターは現在センサス局が保っているような学界との連絡をもっと広げるべきである。
- g) データ分析をもっと改良し、そのサービスをすべての利用者に提供する。
- h) 連邦政府と地方のデータとの調整が改良され、また国際的調整も行なわれる。
- i) 全政府が利用し得る統計サービスおよび電子計算のソフト、ハードの技術の集積所ができる。

#### 4) 提唱される組織

全国データ・センターがその機能を有効に果たすためには連邦統計システムのなかに適当な地位を占め、十分な権威をもたなければならない。そのために次のような組織がよいと考えられる。



すべての統計機関のなかでセンサス局は、最大かつもっとも有能な機関であり、新センターはセンサス局と密接に協力し、その支持を得られなければ有効に機能を発揮し得ない。そこでセンターはセンサス局と組織的にも物理的にも、もっとも近接した所にいることが望ましい。しかしながらセンターは上述したむづかしい調整機能を果たすことが本来の目的であるから、センサス局の下部機関であってはならない。以上の理由によって大統領の任命する連邦統計制度局長のポストを新しく設置し、その監督のもとにセンサス局および国立データ・センターを並置することを

すすめる。新制度局長は権限の委任もしくは新しい法律のどちらか適当と思われる手続きによって1950年の予算および会計手続法第103条に規定する連邦統計計画調整権限を行使する。

従って統計基準局は、予算庁から移されて新しい局長のもとでその一部局となり、局長を補佐してその業務を遂行する。局長の下には連邦制度内の主な統計作成機関および利用機関の代表者からなる連邦統計審議会と連邦政府外の利用者（産業・労働・地方政府機関・学界および一般）からなる一般諮門審議会の2審議会を設ける。この連邦統計制度事務局は大統領府に置くことが望ましい。

全国データ・センターは業務部門と研究部門をもつべきである。センターは将来の需要に備えて十分余裕あるスペース、資金、技術要員、機械設備を備えるべきである。但し、その成果を近視眼的に期待してはならない。

#### 5) 最初のステップ

センターの最初の費用は建設費と電算機費用を除いて少なくとも年間200万弗が予想される。3年以内には年間500万弗となるであろう。しかしながら開始早々時期はセンサス局の人員および機械設備の援助を得てデータ収集および統合ファイル作成の仕事が行なわれるであろう。

### 5 全国データ・バンクとプライバシーの権利

ケイセン委員会の作業中、下院政府業務委員会のプライバシー侵害に関する特別委員会の委員長 C. E. Gallagher 議員は全国データ・センターが将来、個人のプライバシーと自由を侵害する恐れのあることを警告した。

これに対してケイセン報告は、その附録でそのような恐れは収集された個人および会社の秘密情報の発表を規制する基準を明確にした立法によって防止できると述べている。この確信の根拠はセンサス局、社会保障庁その他の個人情報を多量にファイルしている諸機関が秘密保護に関して過去にあげた実績によっている。Gallagher 委員会では、また警察および FBI 情報、軍隊および政府の記録を総合した個人の「一件書類」の膨大なファイルの創設に対して質問が行なわれた。そこでは、統計情報システムとインテリジェンス・システムと明確に区別が行なわれている。統計情報システムとは一般的な社会経済情報の収集および組織をいい、インテリジェンス・システムとは国民一人一人の履歴にかんする情報のファイル・システムをいう。委員会は全国データ・センターが、そのようなインテリジェンス・システムに将来転用される危険について警告しているのだが、ケイセン報告では、この点についても、それを決定するのは議会の権限であるといつて議会に全面的信頼をしている。

この点を Dunn 報告の作成者 E.R. Dunn は、次のようにいっている<sup>15)</sup>。この問題に接近するためには短期的視点（10～15年）と長期的視点とを区別して考えなければならない。短期的にいえばすべての個人記録のマッチングは現システムでは不可能であり、また、すべての個人情報を収集することも不可能である。さらに秘密保護についての現行法律および手続きは十分信頼できる実績をしめしている。従って短期的に考えればインテリジェンス・システムは不可能である。Dunn 氏のこの論点は問題ない。問題は長期的視点についての氏の議論であって、彼は、全国データ・センターは10年以内には完全に活動に入ることにはできないから、インテリジェンス・システムへの悪用の問題については、センターを出発させてその間に十分な法律的側面および、データ発表の際に電算機により機械的にチェックする技術の開発の側面を研究すればよいといっている。最初から完全を期して抽象的議論をしても無駄である。過去の実績と将来の実験を積み重ねることによってこの問題を解決すべきであるというのが彼の論拠であって、その議論は技術的であり、それを支える思想は素朴なヒューマニズムであってわれわれを納得させることはできない。

まぎインテリジェンス・システムは Dunn 氏も認めるように現にアメリカに存在している。アメリカ政府機関は国の政策遂行上、個人に関する広範囲な情報収集活動を行なう権限を法律により保証されており、国勢調査を筆頭とする本来の統計収集活動と教育・軍隊・税金・社会保障等の業務の2方面から膨大な個人情報が政府に蓄積されている。1962年2月に発表されたアメリカ上院司法委員会の行政小委員会の連邦政府のファイルに収集されている個人情報統計は次の如くである<sup>16)</sup>（13ページ参照）。

この結果について委員長のV. ロング上院議員は次のようにいっている。

「この小委員会の公聴会の結果、私はアメリカの国民に何らかのプライバシーが残されているならば、それはまさに連邦政府が現在はまだあまり能率的でなく、個人の情報ファイルをすべて総括できないでいるから残されているのだ、と確信するようになった。ありがたいことに、政府が誰か一人の個人を名指しにすることは、今日まだ非常に時間と金のかかることなのである。しかし、すでに提案されているような電算機化した連邦データ・バンクが完成すれば、国民各人の全履歴を、今までよりはもっと簡単に安く、プッシュ・ボタンひとつで手に入れられるようになるだろう。

われわれは、電子計算機データ・バンクが、最近わが国がなし遂げた驚くべき技

15) 注11)を参照。

16) 田中靖政：議会のADP——テクノロジーと政治の接点；経済評論 18(10) (9, 1969) p. 43 より借用。

アメリカ連邦政府のファイルに収集されている  
情報 (E.V. Long, 1968 による) (単位・10億)

情報のタイプ	合計	何らかの強制 によって得ら れたデータ	回答者の自発的 協力によって得 られたデータ	その他
合計	27.27	18.22	1.36	7.69
氏名	2.93	2.15	.13	.64
年齢	2.06	1.48	.12	.46
人種	1.75	1.39	.09	.09
宗教	0.15	0.06	.02	.07
国籍	1.16	0.84	.07	.25
住所 (現在と過去)	2.35	1.66	.12	.57
兵役	1.05	0.63	.00	.37
収入	1.25	1.01	.01	.23
預金・チェック・口座	0.19	0.12	0	.07
学歴	0.61	0.40	.02	.18
学校成績	0.17	0.06	.01	.10
外国語の知識	0.19	0.06	.01	.12
職業	1.36	1.00	.08	.28
職歴	1.07	0.82	.03	.22
前科	0.26	0.07	.01	.18
病歴	0.34	0.08	.05	.22
歯科治療歴	0.18	0.06	.03	.09
精神病治療歴	0.28	0.07	.04	.17
アルコール・麻薬・中毒	0.92*	0.06	.04	.10

\* 原文のまま。

術の進歩の成果であることを卒直に認める。しかし、もし、それとともに、われわれのプライバシーが守られなくなるのであれば、こうした進歩はいったい何の役に立つというのであろうか。」<sup>17)</sup>

田中論文にはまた多くのアメリカ州政府で指向している「戸籍謄本」の諸項目が掲載されている。それは I 身元確認データの29項目、II 身分データの選挙・許可認可証・警察関係・裁判記録・雇用・福祉・保健・学歴・収入・財産等、56項目、にわたる合計93項目の詳細な個人情報ファイルである。両者併せて考えれば、10年以内にはインテリジェンス・システムの完成は不可能であるという楽天主義は吹きとぶであろう。さらに重大な論点の追加は、このような個人情報ファイルによる人間のマッチングは、完成されない途中における不完全な操作こそ、もっとも恐る

17) 田中論文15), p.43, の訳文借用。

べき結果をもたらすであろうということである。この点にかんする M. E. Maron (カリフォルニア大学, 図書館研究所副所長) の指摘は重要であると思う<sup>18)</sup>。

彼は大規模のデータ・バンクは同時に人間に関する情報のバンクであると考え。まずインプットされるデータに直接データと間接データの2種類を区別する。直接データとは直接観察によって得られるデータで(例えば, 身長, 年令, 住所等)これは問題がない。間接データとは推理や解釈のいるデータである。例えば忠誠についての声明等。これは人に関する索引であって, 問題は, その推理解釈を誰が行なうかということである。不適當に解釈されたデータがインプットされない保証はどこにもないのである。そのような不完全な個人情報の統合はどういう結果をもたらすか。そこで問題は機械による人間の検索に移る。彼はデータ操作ミスを完全に防ぐ技術的保证がない段階において, 人間に関する選択(および排除)を図書館における文献の自動検索と同じシステムでやることの危険性を指摘する。文献の自動検索とは特定の検索基準を満足させるすべての, またそれだけの文献を選び出すことである。人間検索を, このシステムで行なうということは, 適当な, または上述のように不適當な, あるいは間違った索引をつけられた人間のファイルのなかから, 特定の基準を満足させるすべてのまたそれだけの人間を探しだしてプリントすることであって, 職業選択・年金支給から大学入学, ヴィザ交付等その適用業務は広範囲であって今後益々拡大してゆくであろう。しかしこの業務が今後, 無原則的に拡大してゆくばあい, もっとも重大な問題は, 誰が, どういう原則のもとづいてこの基準を決めるのかということである。その際, この決定は, 一旦決められたら自動的に働くということ, 現体制では, この基準を決定するものはデータを使用する機関である, ということが問題である。最後に彼は, 以上のすべての問題が解決して選択が正しく行なわれるとしても, 機械による人間の選択は, 人間が機械として扱われることであり, 人間を個として認めず物体として認めるという人間軽視の思想を生む以外の何物でもなく, 人間にとって大事なものは能率ではなくて人間らしいことであって, 人間にとってもっとも能率のよいシステムとは人間性を向上させるシステムであると結んでいる。

以上, 連邦データ・センターをめぐるプライバシー問題を簡単に展望した。連邦データ・センターの問題については, すでに活躍段階に入っているアメリカにおける社会科学データ・アーカイブの全国ネット・ワークとも関連させて論じなければならぬであろうが今回は紙数が, つきたので改めてとりあげることにしたい。

---

18) Maron, M.E.: *Large Scale Data Banks. Will People be Treated as Machines?* *Special Libraries*, 60(1) (Jan. 1969).